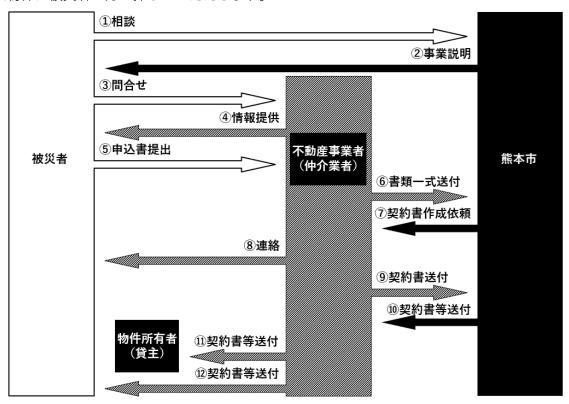
令和7年8月豪雨災害によって お住まいに被害を受けられた皆さまへ(ご案内)

住宅を失った方などを対象に、民間賃貸住宅を活用し賃貸型応急住宅として提供します。 具体的には、「被災者」と「熊本市(借主)」と「物件所有者(貸主)」の三者で「定期建物 賃貸借契約」を締結し、一定期間熊本市が家賃を支払います。

※物件は被災者の方で探していただきます。



【手続きの流れ】

①~② <u>熊本市 HP</u> や住宅政策課窓口で、関係書類を入手してください。 (検索サイト等で熊本市賃貸型応急住宅と検索)

- ③ 不動産事業者(仲介業者)に問い合わせ、熊本市が実施する賃貸型応急住宅(みなし仮設)供与事業に伴う賃貸住宅の紹介依頼であることを伝え、物件の紹介を受けてください。
- ④~⑥ 物件を選定後、申込書等(P4の6を参照)を作成いただき、ご提出ください。
- ⑦ 申込書等の審査で適当と認められた場合は、仲介業者に契約書作成依頼(通知)を行います。
- ⑧~⑨ 仲介業者から契約書の作成について連絡があります。仲介業者を通じて、契約書等を 作成し、提出してください。
- ⑩~⑫ 申込者と貸主に契約書等をお送りいたします。

【お問い合わせ先】熊本市役所9階 住宅政策課 総務企画班 電話:096-328-2989

賃貸型応急住宅供与事業の概要

1 入居対象者の要件(いずれにも該当)

次の(1)から(4)の要件を全て満たす方が対象となります。

- (1) 災害発生の日時点において、熊本市に居住する者
- (2) 当該災害により、次の要件のいずれかを満たす者
- 1. 住家が「全壊」、「全焼」又は「流失」し、居住する住宅がない者
- 2. 住家が「大規模半壊」、「中規模半壊」、「半壊」であっても、水害により流入した土砂や流木等(耐え難い悪臭等を含む。)により住宅としての利用ができず、自らの住居に居住できない者
- 3. 二次災害等により住宅が被害を受ける恐れがある、ライフライン(水道、電気、ガス、 道路等)が途絶している、地滑り等により避難指示等を受けているなど、長期にわたり 自らの住宅に居住できないと市長が認める者
- 4. 住家が「大規模半壊」、「中規模半壊」、「半壊」であって、災害救助法に基づく住宅の応急修理制度を利用する場合に、修理期間が1か月を超えることが見込まれる者 ※応急修理を申し込み済みであることを確認します。
 - ※応急修理完了後は速やかに退去していただきます。
- (3) 他に居住できる住宅がなく、自らの資力をもってしては住宅を確保することができない者
- ※持家のほか、自らが所有するアパートやマンション、別荘等がないこと
- (4) 災害救助法に基づく「障害物の除去制度」を利用していない者

2 賃貸型応急住宅の条件

- 次の(1)から(3)の条件の全てに該当する民間賃貸住宅が対象となります。
- (1) 1 か月当たりの賃料が住居への入居人数に応じて定める範囲内である住宅 ※家賃の限度額を超える住宅は対象となりません。

住居への入居人数	賃料
1人(単身)の世帯	月額 5万5千円以内
2人世帯	月額 6万5千円以内
3~4人の世帯	月額 8万5千円以内
5 人以上の世帯	月額 13万円以内

※小学校入学年齢に達しない未就学児が2人以上場合は、1人あたり0.5人(小数点以下四捨五入)として換算します。

- (例) 未就学児 1 人→0 人、未就学児 2 人→1 人、未就学児 3 人→2 人、未就学児 4 人→2 人
- (2) 市が借上げて入居対象者に提供することについて、貸主が同意した住宅
- (3) 新耐震基準で建設(昭和 56 年 6 月 1 日以降に着工)された住宅又は耐震診断、耐震改修等により耐震性が確認できる住宅
- ※申込書類のうち、仲介業者等の協力で作成する熊本市入居希望物件概要書(様式第1号の
 - 2) にて耐震性のチェックをしていただきます。

3 費用負担

(1) 市の負担

項目	内容
賃 料	P2の2 (1) の通り
共益費(管理費)	借上げ住宅の貸主又は仲介事業者との契約に不可欠なものに限る。 ※主にマンションの場合で共益費のことを管理費と呼んでいる場合は管理費とする。
退去修繕負担金 (敷金)	家賃の2か月分以内 ※退去時における原状回復(通常損耗、経年劣化を含む)に要する費用 とし、退去時に返還請求を行わない。
礼金	家賃の1か月分以内
仲介手数料	家賃の 0.55 か月分以内
鍵交換費	実負担額 ※通常徴収している額であり、社会通念上必要な金額を限度 とする
損害保険料	損害保険料は、熊本市が包括契約に基づき加入する。

(2) 入居者の負担

光熱水費その他専用設備に係る使用料、入居者の故意又は過失による損害に対する修繕費、 駐車場料金、ペット飼育料、自治会費等

4 入居期間

以下の区分のとおりです。

※いずれの場合も、入居期間の期限を待たずに恒久的住宅の確保を果たした場合は、速やかに 退去する必要があります。

被災した住家の状況	入居期間
居住していた住家が「 持ち家」の方	2年以内
居住していた住家が「 民間賃貸住宅」や「公営住宅」の方	1年以内
応急修理制度を申し込み済みで修理に 1ヵ月以上かかる方	応急修理の申込み日から6か月以内

[※]先に賃貸型応急住宅の提供を受けた方は、応急修理制度を活用することはできません。

5 既に個人で契約して民間賃貸住宅に入居している方

令和7年8月10日以降、既に個人で契約して民間賃貸住宅に入居している場合でも、P2の1「入居対象者の要件」とP2の2「賃貸型応急住宅の条件」に適合し、貸主の同意が得ることができれば、「被災者」と「熊本市(借主)」と「物件所有者(貸主)」の三者契約を締結することにより、入居日に遡って本事業の対象とすることができます。

ただし、仲介手数料、賃貸物件保証金、火災保険料等については遡及できません。

6 提出書類

■申し込み時■

【皆さん提出が必要な書類】

- ① 「熊本市賃貸型応急住宅入居申込書」 (様式第1号)
- ② 「入居希望物件概要書」 (様式第1号の2)
- ③ 「同意書」(様式第2号)または、「確約書」(様式第3号)
- ④ 「誓約書」 (様式第4号)
- ⑤ 「申出書」(様式第5号)

【①~⑤に加え状況に応じて必要な書類】

- a. <住宅が「全壊」、「全焼」又は「流失」し、居住する住宅がない方>
 - ○り災証明書の写し
- b. <住家が「大規模半壊」、「中規模半壊」、「半壊」であっても、水害により流入した土砂や流木等(耐え難い悪臭等を含む。)により住宅としての利用ができず、自らの住居に居住できない方>
 - ○り災証明書の写し
- c. <二次災害等により住宅が被害を受ける恐れがある、ライフライン(水道、電気、ガス、道路等)が途絶している、地滑り等により避難指示等を受けているなど、長期にわたり自らの住宅に居住できない方>
 - ○住民票など居住実態がわかるもの (住民票を添付する場合は入居者全員分、続柄記載あり、マイナンバー記載なし)
- d. <住家が「大規模半壊」、「中規模半壊」、「半壊」であって、災害救助法に基づく 住宅の応急修理制度を利用する場合に、修理期間が1か月を超えることが見込まれる 方>
 - ○り災証明書の写し
 - ○修理期間が1か月を超える見込みであることが確認できる書類
- e. <既に個人で契約して民間賃貸住宅に入居している方>
 - ○「切替契約に係る同意書」 (様式第6号)
 - ○現在入居している民間賃貸住宅の賃貸借契約書の写し
 - ○上記の a~dに状況に応じて必要となる書類

【お問い合わせ先】

熊本市役所9階

住宅政策課 総務企画班

電話:096-328-2989